



2024年12月3日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマウラ
代 表 者 名 代表取締役社長 山浦 正貴
(コード番号 1780 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 中島 光孝
TEL (0265)81-6070

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、2023年7月31日付適時開示「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日付で有価証券報告書および四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,800万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

有価証券報告書

- ① 2021年3月期（第62期）有価証券報告書
- ② 2022年3月期（第63期）有価証券報告書

四半期報告書

- ① 2021年3月期（第62期）第1四半期報告書
- ② 2021年3月期（第62期）第3四半期報告書
- ③ 2022年3月期（第63期）第3四半期報告書
- ④ 2023年3月期（第64期）第1四半期報告書
- ⑤ 2023年3月期（第64期）第3四半期報告書

当社は、この度証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めて開示する予定です。

株主、投資家、お取引先、お客様、その他の関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上